

# 理事会議事録

期 日 令和2年7月10日（金）

会 場 鹿児島県市町村自治会館（401号室）

鹿児島県国民健康保険団体連合会



署 名 者

理 事 長

(伊佐市長)

櫻 元 新



理 事

(阿久根市長)

西 平 良 将



理 事

(南大隅町長)

森 岡 俊 孝



# 理事会議事録

## 1. 開催日時

令和 2 年 7 月 10 日 午後 1 時 30 分～ 3 時 15 分

## 2. 開催場所

鹿児島県市町村自治会館（4 階 401 号室）

## 3. 出席者

理事長	隈 元	伊佐市長
副理事長	川 添	長島町長
副理事長	豊 留	指宿市長
理事	西 平	阿久根市長
	森 田	南大隅町長
	本 坊	南さつま市長（書面にて出席）
	伊地知	和泊町長（書面にて出席）
常務理事	久木田	国保連合会常務理事

## 4. 欠席者

理事	朝 山	奄美市長
	荒 木	屋久島町長
	伊集院	大和村長
	池 田	県医師国民健康保険組合理事長

## 5. 理事長あいさつ

皆さんこんにちは。理事長の隈元でございます。

本日は、お忙しい中、また先日の大雨では被害も多数発生し、それぞれの市町村におかれても対応に追われておられる中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

かねてから皆様方には、本会の業務運営につきまして、格別な御支援・御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、新型コロナの感染が県内全域に急速に広がって来ており、各市町村におかれましても対策本部や相談窓口の業務など感染拡大防止に向けて住民の安心、安全を守るため大変なご苦労されていることと存じます。有効な治療薬やワクチンが開発され、この感染症が一日でも早く終息することを願うばかりでございます。

一方、例年であれば6月頃にまとめられる政府の骨太の方針が、新型コロナウイルス感染症の影響により、現在、策定作業中となっておりますが、これまで推進してきた、健康・予防の徹底、電子カルテ普及等のデータの利活用の加速、オンライン診療等の高度化について、これらの重要性が再認識され、感染の防止に全力を挙げつつ、並行して今回の経験をしっかり分析・評価し、強靱かつ柔軟、安心できる社会保障の構築に向けて改革を推進すべきとしています。

令和2年度の予算では、国保改革に伴う国保への財政支援強化に加えて、予防・健康づくりに関する取り組みを強化するため、保険者努力支援制度を抜本的に拡充し、500億円が増額されました。新型コロナウイルスの感染の防止や緊急の経済対策等に全力かつ最優先で取り組む必要があり、通常業務の推進は非常に難しい状況ではありますが、外出の自粛等により生活習慣が乱れ、生活習慣病の重症化や高齢者のフレイルの進行が懸念される中、国の財源も有効活用した、事業展開が求められております。

これら国の動向を踏まえながら、本会においても保険者のニーズに沿った支援に努め、保険者並びに関係機関との連携を密にしながら円滑な業務運営に向けてさらなる取組みを進めてまいります。

本日の理事会は、専決処分された報告事項、令和元年度事業報告及び決算関係、令和2年度予算補正等についてでございます。盛りだくさんの内容ではございますけれども、どうぞ御協議の程、よろしくお願い申し上げます。

また、私ごとではありますが、7月31日をもちまして理事長を退任させていただくことといたしました。

本日、追加議案で理事長選任について提案しておりますのでよろしくお願い申し上げます。

## 6. 前回の総会以降の主な出来事

久木田常務理事より次の項目について説明

- I 新型コロナウイルス感染症への対応状況等について
  - 1 医療機関等の資金繰り対策としての診療報酬等の概算前払いについて
  - 2 その他（本会における感染拡大防止等の取組み）
- II 審査支払機関改革について
- III オンライン資格確認の準備状況について
- IV 経営計画（令和3年度～5年度）の策定について
- V その他（会議等の御案内）

## 7. 理事会の議事の経過の要領及びその結果

### (1) 成立宣言

理事 12 人中、8 人出席（出席 6 人、書面出席 2 人）しており、定数の半分以上が出席していることから定足数を満たしたため有効に成立する旨を告げ、開会を宣言した。

### (2) 議長選出

規約第 32 条の規定により、隈元理事長が議長に選出された。

### (3) 議事録署名者氏名

規約第 35 条の規定により、西平阿久根市長及び森田南大隅町長が、議事録署名人に選任された。

### (4) 議案及びその審議状況

#### 【議長（隈元理事長）】

御指名がありましたので議長職を務めさせていただきます。本日の附議事項は、来る 7 月 28 日開催を予定しております通常総会に提案いたします令和 2 年度予算案及び理事会議決事項でございます。

なお、本日御提案申し上げます議案等については、去る 6 月 26 日に開催されました理事及び監事選出の保険者の主管課長等で構成される幹事会において、審議いただいておりますことを申し添えます。

また、A 3 判の「理事会附議事項概要説明資料」に基づき御説明申し上げます、御協議いただく方法で議案の協議を進めてまいりますので、御審議の程よろしくお願い申し上げます。

なお、採決に当たっては、可決の要件を確認できるよう挙手にて行わせていただきますのでよろしくお願いいたします。

次に、本日の議事録署名者を当席から御指名申し上げたいと存じますが、差し支えございませんか。

（ 異議なし ）

御異議が無いようですので、阿久根市長の西平理事さん、南大隅町長の森田理事さんのお二人を御指名申し上げます。宜しくお願いいたします。

それでは、審議にはいります。

報告事項ですが、専決処分がなされた弾力条項・予算補正等でありますので、報告第 1 号から第 4 号の 4 件を、一括して審議することにしたいと思っておりますが差しつかえございませんか。

（ 異議なし ）

御異議が無いようですので、報告第1号「弾力条項（令和元年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計）の適用について」から報告第4号「令和2年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について」までを一括して議題とします。事務局の説明をお願いします。

#### [議決事項]

(報告第1号 弾力条項(令和元年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計)の適用について)

##### 【事務局】

A3版の理事会附議事項概要説明資料で説明いたします。

1ページをお開きください。報告第1号は、「弾力条項の適用について」でございます。

主旨でございますが、令和元年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算に鹿児島県国民健康保険団体連合会規約第47条の2第5号の規定に基づき弾力条項を適用させていただきましたので、報告するものでございます。

内容でございますが、後期高齢者医療診療報酬支払勘定において、医療費等の増加により保険医療機関等への支出金に予算不足が生じたので所要の補正をさせていただいたものでございます。

予算補正額は、歳入、歳出ともに46億4,560万7千円でございます。

主な事項でお示しのとおり歳入で保険者から受入、歳出でそれぞれ同額を医療機関等へ支払うため、補正させていただいたものでございます。

(報告第2号 弾力条項(令和元年度介護保険事業関係業務特別会計)の適用について)

##### 【事務局】

2ページをお開きください。

報告第2号は「弾力条項の適用について」でございます。

主旨でございますが、令和元年度介護保険事業関係業務特別会計に弾力条項を適用させていただきましたので、報告するものでございます。

内容でございますが、介護給付費等支払勘定等において、介護給付費等の増加により請求事業者への支出金に予算不足が生じたので所要の補正をさせていただいたものでございます。

介護給付費等支払勘定の予算補正額は、歳入、歳出ともに10億7,421万8千円でございます。公費負担医療に関する報酬等支払勘定の予算補正額は、歳入、歳出ともに1,492万6千円でございます。

各支払勘定の主な事項でお示しのとおり、歳入で保険者及び保険者等の実施主体から受入、歳出でそれぞれ同額を請求事業者等へ支払うため、補正させていただいたものでございます。

(報告第3号 令和2年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正について)

##### 【事務局】

3ページをお開きください。

報告第3号は、「令和2年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正に

ついて」国民健康保険法第86条において準用する同法第25条第2項に規定に基づき専決処分させていただきましたので報告するものでございます。

内容でございますが、新型コロナウイルス感染症への対応により資金調達が困難となった保険医療機関等へ診療報酬等の概算前払いを実施することに伴い、概算前払いに要する費用につきまして、一時的に本会が負担する必要がある、指定金融機関からの借り入れにより対応することなどから、所要の補正をさせていただいたものでございます。

予算補正額は歳入、歳出ともに208万7千円でございます。

主な事項でございます。歳入の3款借入金で208万6千円を鹿児島銀行から借入、その利子について国庫補助金で受け入れるものでございます。

歳出では、3款借入金償還金で、鹿児島銀行に元金と利子を支払うものでございます。

#### (報告第4号 令和2年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について)

##### 【事務局】

報告第4号は「令和2年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について」専決処分させていただきましたので報告するものでございます。

主旨及び内容でございますが、報告第3号と同様でございます。

予算補正額は歳入、歳出ともに803万5千円でございます。

主な事項の歳入でございます。

6款借入金で、803万2千円を鹿児島銀行から借入、その利子について、国庫補助金で受け入れるものでございます。

歳出でございます。3款借入金償還金で、鹿児島銀行に元金と利子を支払うものでございます。

以上でございます。

##### 【議長（限元理事長）】

只今の説明について何か、御質疑はございませんか。

( な し )

御質疑が無いようですので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

( 賛成者挙手 )

ありがとうございます。

挙手多数ですので、報告第1号から報告第4号は、いずれも原案どおり決定することといたします。

次は、議決事項でございます。

役議案第12号「介護サービス苦情処理委員会規程の一部改正について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。



(役議案第 12 号 介護サービス苦情処理委員会規程の一部改正について)

【事務局】

4 ページをお開き下さい。役議案第12号は、「介護サービス苦情処理委員会規程の一部改正」についてでございます。

主旨でございますが、車賃以外の費用弁償があり得ることから、本会の他委員会等に準じて区分の見直しを行い、所要の改正をしようとするものでございます。

改正内容でございますが、新旧対照表で説明させていただきます。

右が改正前、左が改正後でございます。第9条第3項及び別表2をアンダーラインとおりに改めるものでございます。

委員の費用弁償につきましては、車賃以外にも運用で他委員会の規程に準じて支払いをしており、そのことについて昨年度の県の実地指導で指摘があったことから整備しようとするものでございます。

附則 この規程は、令和2年7月10日から施行し、令和2年4月1日から適用するものでございます。

以上でございます

【議長（隈元理事長）】

只今の説明について何か、御質疑はございませんか。

( な し )

御質疑が無いようですので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

( 賛成者挙手 )

ありがとうございます。

挙手多数ですので、役議案第 12 号は、いずれも原案どおり決定することといたします。

次は、役議案第 13 号「通常総会の開催について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

(役議案第 13 号 通常総会の開催について)

【事務局】

5 ページをお開きください。役議案第 13 号は、「通常総会の開催について」でございます。

主旨でございますが、通常総会の開催日及び提出事項を定めるものでございます。

内容につきましては、日時は令和2年7月28日(火)午後1時30分から、会場は鹿児島県市町村自治会館4階ホールでございます。

報告事項は4件で、議決事項は16件の令和元年度の事業報告及び決算に伴う

もの、令和2年度予算補正など、ここにお示しのとおりでございます。  
以上でございます。

**【議長（限元理事長）】**

只今の説明について何か、御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、本件は原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、役議案第13号は、いずれも原案どおり決定することといたします。

ここから総会の議決事項として理事会から提出する議案について御協議をお願いします。

議案第27号「鹿児島県国民健康保険団体連合会規約の一部改正について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

**（議案第27号 鹿児島県国民健康保険団体連合会規約の一部改正について）**

**【事務局】**

6ページをお開きください。

議案第27号は、「鹿児島県国民健康保険団体連合会規約の一部改正について」でございます。

主旨でございますが、乳幼児医療助成事業の受入金と支出金など、事業等の費用の増加が生じて、歳入で受け入れた金額と同額を支出することとなる経費について、限定的に弾力条項を適用する対象として追加するため、所要の改正をしようとするものでございます。

内容でございますが、新旧対照表の左側が改正後でございます。

第47条の2アンダーライン部分「理事長は、次の各号に掲げる特別会計については、当該各号に定める事業等の費用の増加等により該当する予算額に不足を生じた場合は、増加する収入に相当する金額を当該経費に使用するため、地方自治法第218号第4項の規定に準じ弾力条項を適用することができる。」に改めるもので、第1号・第3号・第5号の特別会計の業務勘定で括弧書きアンダーラインの各事業について追加するものでございます。

これは、今まで特別会計の支払勘定に限定し弾力条項を規定していましたが、歳入で受け入れた金額と同額を支出する支払勘定と、同様の性質の乳幼児医療助成事業、ひとり親助成事業、保険者間調整、主治医意見書料等、介護予防ケアマネジメント負担金、口腔検診事業など、業務勘定に計上する経費においても、予算措置の弾力的な運用をするため、限定して追加するものでござい

す。

附則 この規約は令和2年7月28日から施行するものでございます。  
以上でございます。

**【議長（隈元理事長）】**

只今の説明について何か御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、本件は原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第27号は、いずれも原案どおり決定することといたします。

次は、令和元年度決算関係です。

議案第28号から議案第35号までは、それぞれ関連がありますので、一括して審議することにしたいと思っておりますが、差しつかえございませんか。

（ 異議なし ）

御異議が無いようですので、議案第28号「令和元年度事業報告の認定について」から、議案第35号「令和元年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算の認定について」までの8件を一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

**（議案第28号 令和元年度事業報告の認定について）**

**【事務局】**

7ページをお開きください。議案第28号は、「令和元年度事業報告の認定について」でございます。

内容につきましては、A4サイズ横の「理事会議案」でご説明申し上げます。理事会議案の49ページをお開きください。

ポイントを絞ってご報告申し上げたいと存じます。

まず、総括としまして、令和元年度は、保険者の共同体としての責務を果たすため、基幹業務である審査支払業務はもとより保険者努力支援制度に基づく保険者支援に取り組むなど、事業計画に基づき次のとおり事業を実施したところでございます。

まず、審査支払関係でございます。

①職員の審査事務共助知識力の向上を図るため、より効果的な事務共助に繋がる研修会を実施しました。また、医療現場の視察研修や審査委員の特別研修等により、医療技術の高度化に伴って複雑化するレセプトを適正に点検する力を養うなど、審査課職員としての資質の向上を図ったところでございます。

50 ページをお開きください。次に保険者支援の関係でございます。

①医療費適正化対策支援事業としてKDBシステム及び新医療費分析システムを活用し、データヘルス計画に基づく保健事業の実施、評価方法及び重症化予防の保健事業の進め方についてブロック別の説明会を開催しました。また、医療・健診データを基に生活習慣病の課題を分析のうえ11保険者に保健師を派遣し、予防・健康管理の推進について保険者と共に検討し、それぞれの実情に応じた保健事業計画の策定や実施を支援しました。

②保険者自らが効果的な保健事業を展開できるよう、保健師・管理栄養士等を対象にデータヘルス計画に係る分析やPDCAサイクルに沿った保健事業を展開するための技術並びに保健指導の実践ができる技術の習得のための研修会を開催しました。また、保健事業のための体制づくり・業務の見直し・効果的な保健指導の実践について、保険者との協議により、国保・保健・介護保険・後期高齢者医療などの関係部署との連携を含めた包括的な支援を行ったところでございます。

更に、令和2年度から順次市町村が取り組むこととされている、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向けた説明会を開催し、高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドラインをもとにKDBシステム等の活用方法等について説明を行いました。

51 ページをご覧ください。

⑦交通事故、船舶事故等の第三者行為求償事務について、保険者へ訪問し、担当者に求償事務処理の説明や第三者行為該当分の発見についての支援等、効率的な事務の推進が図れるよう努めました。

52 ページをお開きください。

次に[その他の事業]としまして、

①本会の負担金・手数料のあり方につきましては、国保被保険者の減少など厳しい状況にあることを踏まえまして、保険者の国保主管課長で構成する業務研究委員会で協議を重ねていただき、基本的に3年毎に見直しをさせていただくこととして、令和2年度から消費税増税分の引上げや一般負担金を引上げるなど、見直しを行いました。

なお、業務研究委員会の協議結果を踏まえまして、11月に国保主管課長さん方にお集まりいただき、負担金・手数料等の予算編成方針案、新規事業等についてご説明申し上げたところでございます。

②保険者協議会の運営につきましては、事務局を県と共同で担い、各医療保険者間の連携・情報共有に努め、委員会、専門部会、特定健診・特定保健指導推進研修及びスキルアップ研修会を開催しました。

53 ページ以降につきましては、これまでご説明申し上げた事業を含めた「実施事業」を掲載してございます。

54 ページをお開きください。

(3)業務継続計画(BCP)の訓練実施。大規模災害時に本会の業務が継続して遂行できるよう、地震を想定した訓練を実施いたしました。

2の一般事業につきましては、(1)業務推進に関する事項としまして、アは、職員の能力向上のための取組みについて、イは、健全な財政運営に対する

取組み、ウは、業務の効率化を推進するためのシステム導入などを掲載してございます。

55 ページをご覧ください。

(2) の育成指導に関する事項につきましては、保険者等の業務の円滑な運営に寄与するため、各種研修会等を実施して参りました。

58 ページをお開きください。

オ国保トップセミナーにつきましては、厚生労働省保険局国保課熊木課長、筑波大学大学院久野教授、指宿市の豊留市長に御講演等いただいたところでございます。

60 ページをお開きください。

(5) 事業振興に関する事項の、ア国保制度改善強化全国大会及び陳情では、医療保険制度の財政安定を図るために、関係団体との連携を図り、公費投入の拡充などについて大会で決議を採択し、そのあと、保険者とともに与党自由民主党、地元国会議員等へ要請活動を行いました。

3 診療報酬審査支払事業につきましては、審査の体制としては、医師・薬剤師総勢 60 人で毎月審査を行っていただいております。

次のページ(1) 審査の充実強化及び査定率の向上におきましては、特にウからカなどの会議体において、審査基準の統一化や審査の差異解消に向けて、社会保険側の支払基金の審査委員の先生や医師会の先生などで協議いただいたところでございます。

次に 70 ページをお開きください。

4 介護保険事業につきましては、介護給付費等及び総合事業費の適正な審査支払業務、苦情処理業務の的確な対応に努めてまいりました。

76 ページをお開きください。

5 障害者総合支援事業におきましては、障害者総合支援給付費及び障害児給付費、地域生活支援事業の円滑な審査支払業務に努めてまいりました。

93 ページをお開きください。その他事業として、

(1) 国保診療施設への支援では、国保保険者が運営する国保直営の診療施設の協議会事務局として、国保地域医療学会や次のページをおめぐりいただきまして、イでは、事務長や看護師長等の各種研修会の開催、ウでは、各施設の医師や看護師等の募集を行ったところでございます。

96 ページをお開きください。

9 「予算の適正な編成及び執行」につきましては、予算編成にあたっては、実績をもとに事業の評価を行い、新規事業の実施、事業の見直し、手数料等の精査を行い反映させたところでございます。また、予算執行においては、一般競争入札や国保中央会による一括調達の実施など経費削減に努め、適正な予算執行等を確認するため、内部監査員による内部監査及び公認会計士による期中・期末監査を実施いたしました。

予算執行の状況としまして、主なものを表にまとめております。二つ目の国保中央会による一括調達、これは、全国で同じシステムを使っている連合会・保険者のハードウェア・ソフトウェアの調達を全国分まとめて調達したものでございます。結果として予定価格の半額以下となっております。

なお、この調達には、保険者のパソコンも含まれているところでございます。

次の表は、平成 30 年 10 月から国保中央会と全国の国保連合会においてテレビ会議システムを導入しておりますが、意思決定が必要な会議体を除き、各種システムの説明会等に係る旅費の節減につながったものでございます。

その他、資料には掲載しておりませんが、本会は法人税法上の課税団体となっており、国税庁が定めた複式簿記による実費弁償方式の判定で決算結果が黒字となった場合は、その黒字部分を保険者に返還することにより、法人税が非課税扱いになるところでございます。平成 30 年度決算は黒字であったため、元年度は保険者に手数料を返還させていただきましたが、令和元年度決算においては、赤字となりましたので、今年度、保険者に対する手数料の返還はございませんのでお伝えいたします。

なお、厚生労働省の通知により、令和元年度から、新たに将来の ICT に関するための積立が認められたところであり、元年度決算においては、一部の会計において ICT 積立資産を形成させていただきました。

97 ページをご覧ください。

10 令和元年度の決算額一覧でございます。表の一番下をご覧くださいまして、各会計の合計の歳入は、6,420 億 4,826 万 8,266 円、歳出は、6,419 億 7,736 万 4,794 円で、歳入歳出共に対前年比は 2.3%の増でございます。

平成 30 年度との比較における増額の主な要因でございますが、全国統一のシステムで国保中央会の一括調達を活用した機器の更改によるものでございます。

#### **(議案第 29 号 令和元年度一般会計 歳入歳出決算の認定について)**

##### **【事務局】**

A 3 判の概要説明資料にお戻りいただきまして、11 ページをお開きください。

議案第 29 号は、「令和元年度一般会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

主旨でございますが、同会計の決算の認定を求めるものでございます。

内容でございますが、収入済額 3 億 4,997 万 9,814 円、支出済額 3 億 2,241 万 3,075 円、歳入歳出差引残額 2,756 万 6,739 円につきましては、全額翌年度へ繰り越しさせていただくものでございます。

本会計は、負担金及び国庫補助金等を収入としまして、本会の会務運営及び保健事業、広報共同事業等の充実を図るための各種事業、研修会等を行う会計でございます。

歳入歳出の主な内容につきましては、ここにお示しのとおりでございます。

#### **(議案第 30 号 令和元年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算の認定について)**

##### **【事務局】**

12 ページをお開きください。議案第 30 号は、「令和元年度診療報酬審査支払

特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

主旨でございますが、同会計 業務勘定の決算の認定を求めるものでございます。

内容でございますが、収入済額 10 億 6,432 万 2,763 円、支出済額 10 億 4,874 万 3,582 円でございます。

歳入歳出差引残額 1,557 万 9,181 円につきましては、全額翌年度へ繰り越しさせていただくものでございます。

本会計は、国保診療報酬審査支払手数料等を収入としまして、診療報酬審査支払業務、保険者事務電算共同処理事業等を行う会計でございます。

歳入、歳出の主な内容につきましては、ここにお示しのとおりでございます。

### (議案第 31 号 令和元年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について)

#### 【事務局】

13 ページをお開きください。議案第 31 号は、「令和元年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

主旨でございますが、同会計業務勘定の決算の認定を求めるものでございます。

内容でございますが、収入済額 7 億 7,355 万 5,669 円、支出済額 7 億 6,848 万 8,801 円でございます。

歳入歳出差引残額 506 万 6,868 円につきましては、全額翌年度へ繰り越しさせていただくものでございます。

本会計は、後期高齢者医療診療報酬審査支払手数料等を収入としまして、診療報酬審査支払業務、電算処理事業等を行う会計でございます。

歳入、歳出の主な内容につきましては、ここにお示しのとおりでございます。

### (議案第 32 号 令和元年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計歳入歳出決算の認定について)

#### 【事務局】

14 ページをお開きください。議案第 32 号は、「令和元年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

主旨でございますが、同会計の決算の認定を求めるものでございます。

内容でございますが、収入済額、支出済額共に、4 億 4,863 万 1,397 円で、歳入歳出差引残額 0 円でございます。

本会計は、交通事故等に係る損害賠償金の受け払いを行う会計でございます。

歳入・歳出の主な内容につきましては、ここにお示しのとおりでございます。

(議案第 33 号 令和元年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算の認定について)

【事務局】

15 ページをお開きください。議案第 33 号は、「令和元年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

主旨でございますが、同会計業務勘定の決算の認定を求めるものでございます。

内容でございますが、収入済額 1 億 1,356 万 9,864 円、支出済額 1 億 1,149 万 14 円、歳入歳出差引残額 207 万 9,850 円につきましては、全額翌年度に繰越ささせていただきますものでございます。

本会計は、特定健康診査・特定保健指導等費用手数料等を収入としまして、特定健康診査・特定保健指導等に関する事業を行う会計でございます。

歳入・歳出の主な内容につきましては、ここにお示しのとおりでございます。

(議案第 34 号 令和元年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について)

【事務局】

16 ページをお開きください。議案第 34 号は、「令和元年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

主旨でございますが、同会計業務勘定の決算の認定を求めるものでございます。

内容でございますが、収入済額 3 億 6,842 万 8,364 円、支出済額 3 億 5,848 万 1,533 円、歳入歳出差引残額 994 万 6,831 円につきましては、全額翌年度へ繰越させていただきますものでございます。

本会計は、介護給付費審査支払手数料、共同処理手数料、国庫補助金などを収入として、介護給付費審査支払業務、審査委員会の運営、及び、介護サービス苦情処理業務、介護サービス苦情処理委員会の運営等を行う会計でございます。

歳入歳出の主な内容は、ここにお示しのとおりでございます。

(議案第 35 号 令和元年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算の認定について)

17 ページをお開きください。議案第 35 号は、「令和元年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

主旨でございますが、同会計業務勘定の決算の認定を求めるものでございます。

内容でございますが、収入済額 9,017 万 24 円、支出済額 8,530 万 8,321 円、歳入歳出差引残額 486 万 1,703 円につきましては、全額翌年度へ繰越させていただきますものでございます。

本会計は、障害介護給付費審査支払手数料、障害児給付費審査支払手数料などを収入として、障害福祉サービス費の審査支払業務など行う会計でございます。



す。

歳入歳出の主な内容は、ここにお示しのとおりでございます。

## <支払勘定>

(議案 第30号～第35号)

【事務局】

18ページをお開きください。支払勘定でございます。

議案第30号(再掲)から23ページの議案第35号(再掲)までは、令和元年度各支払勘定の歳入歳出決算の認定についてでございます。

主旨でございますが、各支払勘定の決算の認定を求めるものでございます。

内容でございますが、診療報酬等を市町村等から受け入れ、同額を医療機関等へ支払う会計でございますので、内容説明等につきましては、省略させていただきます。

## <財産目録>

【事務局】

続きまして「財産目録」でございます。A4版の理事会議案で御説明いたします。

理事会議案の239ページをお開きください。

財産目録令和元年度決算で令和2年3月31日現在におけるものでございます。

1. 現金の部は0円でございます。

2. 預金の部は普通預金総額で7,090万3,472円でございます。

内訳は、「ア」の「一般会計」から「キ」の「障害者総合支援法関係業務等特別会計」までにお示しのとおりでございます。

3. 債券の部は0円でございます。

4. 積立金の部は総額で14億8,521万4,033円でございます。

普通預金が611万3,980円、定期預金が14億7,910万53円でございます。

これらの資産につきましては、大口定期で6か月～2年の期間で安全かつ効率的な資産運用を実施しております。積立金の内訳といたしましては「一般会計積立資産」から「障害者総合支援法ICT積立資産」まで、金額につきましては、ここにお示しの通りでございます。

財産目録合計額は15億5,611万7,505円でございます。

令和元年度決算関係の説明は以上でございます。

【議長(隈元理事長)】

ここで、監事の監査報告をお願い申し上げます。

## <監査報告>

【監事(大崎町 東町長)】

皆さん、御苦勞様です。大崎町町長の東でございます。

監査報告をさせていただきます。

去る7月6日の監査におきましては、豪雨による災害対策のため、やむを得ず出席できませんでしたので、日置市の宮路市長さんに監査をしていただきました。

私の方は、本日、午前中に事務局から説明を受け、証拠書類等を確認し、監査を実施しております。

それでは、理事会議案の241ページをお開きください。

結果報告書が次の243ページでございます。御覧ください。御報告いたします。

鹿児島県国民健康保険団体連合会規約第28条第2項の規定に基づき、令和2年7月6日事務局において、令和元年度事業実施状況及び一般会計・特別会計各歳入歳出決算書について、それぞれの関係者から説明を聴取するとともに、財産台帳・各種関係帳簿・証拠書類を照合するなどして、事務の執行状況について監査を行った。その際、監査法人による監査報告も受けた。その結果を下記のとおり報告する。

なお、監事である保険者の国保担当主管課長の2名による予備監査も、令和2年6月25日事務局において行っている。

記

1 令和元年度の事業は、概ね当初の事業計画どおり実施され、その目的を達していることを認めた。

2 預金通帳等の保管状況は厳正に行われ、一般会計及び特別会計歳入歳出決算については、財産台帳・関係帳簿・証拠書類と照合の結果、いずれも的確に処理され、良好に管理されていることを認めた。

以上で監査報告を終わります。

【議長（限元理事長）】

どうも有難うございました。

ただいまの事務局の説明と監事さんによる監査報告について、何か御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、いずれも原案どおり決定することによろしいでしょうか。

よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。挙手多数ですので、議案第28号から議案第35号は、いずれも原案どおり決定することといたします。

監事の東町長さん有難うございました。東町長さんにおかれましては、ここで退席されます。

次に、議案第36号「財産の処分（令和2年度）について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

## (議案第 36 号 財産の処分(令和 2 年度)について)

### 【事務局】

A 3 版理事会附議事項の 25 ページをお開きください。

議案第 36 号は、「財産の処分(令和 2 年度)について」でございます。

主旨でございますが、財産の取り崩しについて 承認を求めるものでございます。

内容でございますが、表中の一般会計積立資産処分額 2 万 8 千円は、運用利息分を取り崩し受け入れるもので、次の国民健康保険財政調整基金積立資産から、後期高齢者医療、介護保険、障害者支援法の財政調整基金積立資産はお示しの処分額を洗い替えのため、後期高齢者医療 ICT 積立資産から、特定健診、介護保険、障害者総合支援法の ICT 積立資産は、お示しの処分額を、元年度に積み立てた積立資産を洗い替えのため取り崩すものでございます。

以上でございます。

### 【議長(限元理事長)】

只今の説明について、何か御質疑はございませんか。

( な し )

御質疑が無いようですので、本件は原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

( 賛成者挙手 )

ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第 36 号は原案どおり決定することといたします。

次の議案第 37 号から議案第 42 号までは、令和 2 年度予算補正でありますので、一括して審議することにしたいと思っておりますが、差しつかえございませんか。

( 異議なし )

御異議が無いようですので、議案第 37 号「令和 2 年度一般会計歳入歳出予算補正について」から、議案第 42 号「令和 2 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正について」までの 6 件を一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

## (議案第 37 号 令和 2 年度一般会計歳入歳出予算補正について)

### 【事務局】

続きまして、議案第 37 号は、「令和 2 年度一般会計歳入歳出予算補正について」でございます。

主旨でございますが、鹿児島県の国保ヘルスアップ事業において、市町村が行う高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施支援として、新医療費分析システムに後期高齢者の健診結果等の追加依頼があったこと及び、令和元年度国民

健康保険団体連合会等補助金及び高齢者医療制度円滑運営事業費補助金に返還金が生じたことなどから、所要の補正をしようとするものでございます。

内容でございますが、予算補正額は、歳入・歳出とも、2,075万3千円でございます。

主な事項の歳入でございます。6款繰越金補正額1,756万6千円は繰越額が確定したため、受け入れ、7款1項2目雑入補正額313万円は、新医療費分析システムの改修に係る費用を県から受入れるものなどでございます。

歳出でございます。3款1項1目育成指導費補正額4万3千円は、国保運営協議会会長及び国保主管課長合同研修会、国保トップセミナーの会場を新型コロナウイルス感染防止のため変更したことによるもの、5目保健事業費補正額313万円は、KDBシステムデータ抽出に係る経費及び新医療費分析システムの改修に係る経費でございます。

6款1項3目諸支出金補正額7万5千円は、令和元年度の国庫補助金超過分を国へ返還するもので、残額を予備費で調整させていただくものでございます。

## (議案第38号 令和2年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正(2回)について)

### 【事務局】

26ページをお開きください。

議案第38号は、「令和2年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正(2回)について」でございます。

主旨でございますが、新型コロナウイルス感染症にかかるPCR検査料等の保険適用に伴い、令和2年4月から審査及び支払事務が実施されたこと、並びに、令和元年度の高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金において、交付額が実績額を超過したことから、残額を令和2年度に国庫へ返還する等のため、所要の補正をしようとするものでございます。

内容でございますが、予算補正額は、歳入歳出ともに業務勘定が1,671万4千円、支払勘定が580万2千円、公費負担医療に関する支払勘定が720万円でございます。

主な事項の歳入でございます。1款1項15目感染症審査支払手数料補正額49万1千円は、新型コロナウイルス感染症の審査支払を行うための手数料を受け入れることから補正するものでございます。

6款2項1目財政調整基金積立資産繰入金補正額108万円は洗い替えのため、7款繰越金補正額1,557万9千円は、繰越額が確定したため、それぞれ補正するものでございます。

歳出でございます。1款1項1目一般管理費補正額145万9千円は、消費税が確定したため、4目レセプト点検共同事業管理費補正額15万円、2項電算共同処理管理費補正額24万5千円、3項第三者行為求償事務費補正額10万9千円は、所属変更による不足分が生じることから、補正するものでございます。

8 款諸支出金補正額 219 万 3 千円は、国庫補助金に返還が生じたため科目新設し国庫へ返還するもので、残額を予備費で調整させていただくものでございます。

27 ページをお開きください。支払勘定でございます。

主な事項の歳入で、5 款繰越金補正額 580 万 2 千円は、令和元年度の高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の残額を、令和 2 年度に国庫へ返還するため、受け入れるもので、歳出で諸支出金を科目新設し、同額を国庫へ返還するものでございます。

続きまして、下段の表の公費負担医療に関する支払勘定でございます。1 款 1 項 13 目感染症受入金補正額 720 万円は、新型コロナウイルス感染症に対する PCR 検査等の費用を、県または鹿児島市から受け入れるため、補正するもので、歳出で同額を保険医療機関へ支払うものでございます。

## (議案第 39 号 令和 2 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正 (2 回) について)

### 【事務局】

28 ページをお開きください。

議案第 39 号は、「令和 2 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正 (2 回) について」でございます。

主旨でございますが、新型コロナウイルス感染症にかかる PCR 検査料等の保険適用に伴い、令和 2 年 4 月から審査及び支払事務が実施されたこと、並びに、口腔検診データ入力等業務において、開発費用が増額になったこと等から、所要の補正をしようとするものでございます。

内容でございますが、予算補正額は、歳入歳出ともに業務勘定が 1 億 128 万 6 千円、公費負担医療に関する支払勘定が 2 百万円でございます。

主な事項の歳入でございます。1 款 1 項 12 目感染症審査支払手数料補正額 1 万 9 千円は、新型コロナウイルス感染症の審査支払を行うための手数料を受け入れることから、4 項 1 目口腔検診支払事務費補正額 15 万 5 千円、4 款口腔検診事業受入金補正額 235 万 7 千円は、口腔検診事業の対象者を拡大したため、6 款 2 項 1 目財政調整基金積立資産繰入金補正額 6,256 万 6 千円、3 目 ICT 積立資産繰入金補正額 3,096 万 5 千円は、洗い替えのため、

7 款繰越金補正額 506 万 6 千円は、繰越額が確定したため、それぞれ補正するものでございます。

8 款 1 項 2 目雑入補正額 15 万 8 千円は、口腔検診システムの仕様が変更になったため、追加費用を広域連合から受け入れるものでございます。

歳出でございます。1 款 1 項 1 目一般管理費補正額 1,776 万 2 千円は、消費税が確定したため、3 目口腔検診支払管理費補正額 35 万 2 千円は口腔検診システムの仕様が変わったこと、及びパンチ料が増加したため、2 項電算共同処理管理費補正額 20 万 5 千円は、人員の構成に変更があったため、

4 款口腔検診事業支出金補正額 235 万 7 千円は、口腔検診事業の対象者が拡大したため、それぞれ補正し、残額を予備費で調整させていただくものでございます。

29 ページをお開きください。公費負担医療に関する支払勘定でございます。

1 款 1 項 11 目感染症受入金補正額 2 百万円は、国保と同様に PCR 検査等の費用を、県または鹿児島市から受け入れるため、補正するもので、歳出で同額を受け入れ、保険医療機関へ支払うものでございます。

**(議案第 40 号 令和 2 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正について)**

**【事務局】**

続きまして、議案第 40 号は、「令和 2 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正について」でございます。

主旨でございますが、令和元年度国民健康保険団体連合会等補助金及び高齢者医療制度円滑運営事業費補助金に返還金が生じたことなどから、所要の補正をしようとするものでございます。

内容でございますが、予算補正額は、歳入・歳出とも、759 万 1 千円でございます。

主な事項の歳入でございます。5 款 1 項 3 目 ICT 積立資産繰入金補正額 456 万 4 千円は、ICT 積立資産の洗い替え、6 款繰越金補正額 207 万 9 千円は、繰越額が確定したため、7 款 1 項 2 目雑入補正額 94 万 8 千円は、令和元年度消費税の還付が生じたことから、それぞれ補正させていただくものでございます。

歳出でございます。6 款 1 項 1 目諸支出金補正額 30 万 8 千円は、令和元年度の国庫補助金超過分を国へ返還するもので、残額を予備費で調整させていただくものでございます。

**(議案第 41 号 令和 2 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について)**

**【事務局】**

30 ページをお開き下さい

議案第 41 号は「令和 2 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について」でございます。

主旨でございますが、介護給付費審査支払業務と障害介護給付費審査支払業務で共用するシステム機器の保守料等を本特別会計と障害者総合支援法関係業務等特別会計で按分して支出すること等から、所要の補正をしようとするものでございます。

内容でございますが、予算補正額は、歳入歳出ともに 1,169 万 1 千円でございます。

主な事項の歳入でございます。9 款 1 項 1 目・財政調整基金積立資産繰入金補正額 35 万円、及び、3 目 ICT 積立資産繰入金補正額 2 千円は洗い替えのため、10 款・繰越金補正額 994 万 6 千円は、繰越が確定したため、11 款 1 項 2 目・雑入補正額 138 万 9 千円は、決算により還付される消費税を受け入れるため補正させていただくものでございます。

歳出でございます。1 款 1 項 1 目 13 節・委託料 47 万 1 千円は、介護給付費審査支払業務と障害介護給付費審査支払業務で共用するシステム機器の保守料

等を障害者総合支援法関係業務等特別会計と按分して支出するため、減額補正し、27 節・公課費 39 万 9 千円は、消費税が確定したため、3 款 1 項 1 目・介護サービス苦情処理委員会費補正額 12 万 5 千円は、新型コロナウイルス感染対策のための会議室変更により、借上料に予算不足が生じるため、8 款 1 項 4 目・諸支出金補正額 3 万 7 千円は、令和元年度の国庫補助金に返還金が生じたため、科目新設して補正し、残額を予備費で調整させていただくものでございます。

**(議案第 42 号 令和 2 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正について)**

**【事務局】**

31 ページをお開き下さい

議案第 42 号は、「令和 2 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正について」でございます。

主旨でございますが、議案第 41 号と同様でございます

内容でございますが、予算補正額は、歳入歳出ともに 502 万 5 千円でございます。

主な事項の歳入でございます。7 款 1 項 1 目・財政調整基金積立資産繰入金補正額 4 万 2 千円、及び 3 目・ICT 積立資産繰入金補正額千円は洗い替えのため、8 款繰越金補正額 486 万 1 千円は、繰越が確定したため、9 款 1 項 2 目雑入 12 万 1 千円は、本会職員が国保中央会の障害審査事務研究会の委員に委嘱されたことに伴い、国保中央会から支給される旅費を受け入れるため、補正させていただくものでございます。

歳出でございます。1 款 1 項 1 目 9 節旅費の 12 万 7 千円は、障害審査事務研究会委員の旅費を、13 節委託料は、障害介護給付費審査支払業務と介護給付費審査支払業務で共用するシステム機器の保守料等を介護保険事業関係業務特別会計と按分して支出するため補正し、残額を予備費で調整させていただくものでございます。

以上でございます。

**【議長（隈元理事長）】**

只今の説明について、何か御質疑はございませんか。

( な し )

御質疑が無いようですので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

( 賛成者挙手 )

ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第 37 号から議案第 42 号は、いずれも原案どおり決定することといたします。

次は、別冊の資料になります。

A 4 版の理事会議案（追加議案）をお開きください。役議案第 14 号「理事長の互選について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

#### **(役議案第 14 号 理事長の互選について)**

##### **【事務局】**

役議案第 14 号は、「理事長の互選について」でございます。

隈元理事長から令和 2 年 7 月 31 日をもって辞任される旨の届の提出がございましたので、規約第 21 条に規定する理事長の選任をお願いするものでございます。

2 ページをお開きください。

任期は、規約第 24 条に基づき、前任者の残任期間となるため、令和 2 年 8 月 1 日から令和 3 年第 2 回通常総会終結の時までとなります。

なお、慣例として、理事長は市からの選出となっております。

以上でございます。

##### **【議長（隈元理事長）】**

ただいま事務局から説明がありました。

理事長の選任につきましては、私の方から現副理事長の指宿市長豊留理事を推薦させていただきたいと存じます。如何でしょうか。

（ 異議なし ）

よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第 14 号次期理事長は豊留理事をお願いいたします。

次に、役議案第 15 号「副理事長の互選について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

#### **(役議案第 15 号 副理事長の互選について)**

##### **【事務局】**

3 ページをご覧ください。

役議案第 15 号は、「副理事長の互選について」でございます。

ただ今、副理事長の豊留理事が理事長に選任され、副理事長が空席になりましたので、新たに副理事長の選任をお願いするものでございます。

以上でございます。

##### **【議長（隈元理事長）】**

ただいま事務局から説明がありましたが、如何いたしましょうか。



【豊留理事】

私から、阿久根市長の西平理事を推薦させていただきたいと存じます。

【議長（隈元理事長）】

ただいま西平理事をとのご推薦がありましたが無うでしょうか。

（ 異議なし ）

よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、役議案第 15 号副理事長は、阿久根市長西平理事にお願いいたします。

それでは、ただいまご承認いただきましたので、豊留理事、西平理事、一言お願いいたします。

（ 豊留理事 あいさつ ）

（ 西平理事 あいさつ ）

【議長（隈元理事長）】

ありがとうございます。

よろしくお願いいたします。

以上で予定された理事会の議案について終了いたしました。

その他、なにかございませんか。

（ な し ）

以上を持ちまして、本日本日予定されました附議事項はすべて終了いたしました。御協力ありがとうございました。

## 8. 閉会の挨拶

【川上事務局長】

本日は、理事の皆様方には、長時間にわたり御審議いただき誠にありがとうございました。

提案いたしました報告事項 4 件、役議案 4 件、議案 16 件、全て御承認いただきました。重ねて御礼申し上げます。

今年度の事業につきましては、順調に進めているところでございます。

今後も、役職員一体となり、保険者のためにどのように貢献できるかということ念頭に置き、努力してまいり所存でございますので、御理解のうえ、御指導を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

[閉会 午後3時15分]